



令和3年度 当初予算

一般
会計

104億1,000万円

(対前年度比11.1%増)

令和3年度の一般会計および特別会計予算が3月定例議会に提出され、可決されました。

一般会計の予算総額は104億1,000万円(対前年度比11.1%増)で、当初予算から100億円を超えるのは今回が初めてです。

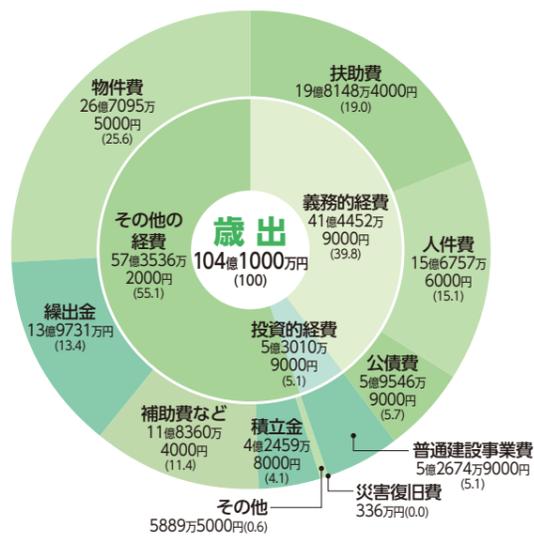
国民健康保険や公共下水道事業、水道事業などを含む特別会計などの予算総額は53億9,290万円で、須恵町の当初予算総額は158億290万円となり、前年度に比べて6.4%増になります。

一般会計予算の歳出概要

歳出用語の説明と主な内容

項目	説明
義務的経費	毎年必ず支出しなければならない経費です。
扶助費	社会保障制度の一環として、法令などに基づき給付されるお金や物品などの経費です。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・障がい者支援費・自立支援給付費 ・保育実施委託事業費 ・子ども医療費
人件費	職員の給与、議員や各種委員への報酬などの経費です。
公債費	事業を行うために、銀行などから借り入れた町債の返済にかかる経費です。
投資的経費	将来に残るものを作るために投資された経費です。
普通建設事業費	道路や学校などの公共施設の新増設などの建設事業にかかる経費です。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新原～旅石線道路改良工事請負費 ・須恵第三小学校校舎外壁・防水改修工事請負費 ・文化会館舞台照明改修工事請負費
災害復旧費	災害によって被害を受けた施設などを復旧するための経費です。
その他の経費	
物件費	光熱水費や消耗品費、業務を委託する経費などです。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・包括業務委託料 ・ふるさと応援寄附金業務委託料 ・ため池ハザードマップ作成業務委託料
繰出金	国民健康保険や下水道などの特別会計の収入を補うための経費です。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業特別会計繰出金 ・農業集落排水事業特別会計繰出金 ・国民健康保険特別会計繰出金 ・後期高齢者医療特別会計繰出金
補助費など	各種補助金や一部事務組合への負担金などの経費です。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金 ・粕屋南部消防組合負担金 ・地域密着型施設等整備補助金
積立金	決算剰余金や寄附金などを今後の財政運営のために積み立てるお金です。
主な内容	財政調整基金積立金、ふるさと応援基金積立金
その他	維持補修費、投資および出資金、貸付金、予備費が含まれます。

●歳出の内訳 ※()は%



●歳出説明

ポイント① 普通建設事業費の減
 構成比…………… 5.1% (前年度比▲3.0)
 これは、昨年度に比べ補助事業が減少したこと、町単独事業を抑制したことによるもので、普通建設事業全体で2億3,554万円減となっています。

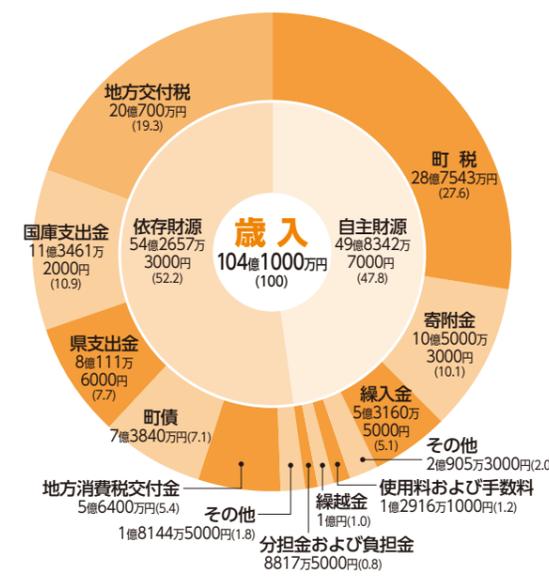
ポイント② 積立金
 構成比…………… 4.1% (前年度比+3.9)
 これは、ふるさと応援基金積立金の増によるもので、積立金全体で4億669万円の増となっています。なお、このふるさと応援基金積立金は今後行われる事業で活用させていただきます。

●繰越明許費について
 次の前年度予算を今年度へ繰り越すことが令和3年2月臨時会および令和3年3月定例議会に提案され、可決されました。

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業…………… 2億5,157万2,000円
- ・ため池ハザードマップ作成業務委託…………… 669万円

一般会計予算の歳入概要

●歳入の内訳 ※()は%



●歳入説明

ポイント① 財源の割合
 自主財源(町税・繰入金など)…………… 47.8% (対前年比+4.2)
 依存財源(地方交付税、国庫支出金など)…………… 52.2% (対前年比▲4.2)

このように財源の半分以上は、国や県の交付金に頼っていますが、ふるさと応援寄附金が前年度よりも10億3,700万円増加したことにより、自主財源割合は前年度より4.2ポイント上昇しています。

ポイント② 町税の減
 新型コロナウイルス感染症などの影響により、昨年度に比べ町税全体で1億2,908万円の減収を見込んでいます。

●予算書の閲覧ができます
 令和3年度の須恵町予算書を役場庁舎3階の総務課窓口に置いてあります。どなたでも予算書は閲覧できますので、お気軽にご利用ください。
 ※須恵町ホームページ上でもご覧いただけます。

歳入用語の説明

項目	説明
自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源のことです。
町税	固定資産税など、町民の皆さんに納めていただく税金のことです。
使用料および手数料	施設使用や証明書発行の際などに支払う料金です。
分担金および負担金	町が特定の事業の経費に充てるために、その事業によって利益を受ける人に対して、その受益を限度として徴収するお金です。
繰入金	基金(貯金)を取り崩して財源に充てるお金です。
繰越金	町の決算剰余金を翌年度に繰り越して使用するお金です。
依存財源	町債(借金)や国・県から交付されたり、割り当てられる財源のことです。
地方交付税	地方公共団体の財政状況に応じて国から交付されるお金です。
地方消費税交付金	皆さんが納められた地方消費税を県で清算後、県内の市町村に対して人口および従業者数であん分して交付されるお金です。
国庫支出金 県支出金	国または県が行うべき事業を町へ委託する場合や町が行う事業に対して一定の割合で国または県が補助する場合に交付されるお金です。
町債	町が事業を行うために公的機関や銀行から借り入れる借金です。

一般・特別会計別予算額

会計名	今年度予算額	対前年度比較(%)
一般会計	104億1000万円	11.1
国民健康保険	30億2100万円	△ 1.7
後期高齢者医療	3億8300万円	3.5
公共下水道事業	11億3200万円	△ 2.8
農業集落排水事業	7500万円	△ 19.4
水道事業	7億8190万円	0.7
特別会計など小計	53億9290万円	△ 1.5
合計	158億290万円	6.4